

栃木市の産業振興施策のご案内

市では、各産業分野の支援施策として、下記メニューをご用意しておりますので、ご活用ください。詳細は各担当課へ。

概要	経営安定支援	商店街活性化支援	産業財産権取得支援	就農支援	企業立地支援	企業立地促進事業
	経営支援事業	空き店舗活用促進事業	産業財産権取得支援事業	新規就農サポート事業	立地奨励金	用地取得奨励金
栃木県産業振興センター「専門家派遣事業（中小企業診断士、技術士等）」を利用した際の経費を補助	店舗の改修・家賃及び出店後の専門家相談に係る経費の一部を補助	特許権・実用新案権など産業財産権の取得に要した経費の一部を補助	新たに就農する者に対し、就農に係る経費の一部を補助	立地操業後に、立地のために取得した土地・家屋・償却資産にかかる固定資産税及び都市計画税相当額を奨励金として交付	立地操業後に、宇都宮西中核工業団地の用地取得額の10パーセントを奨励金として交付	立地操業後に、宇都宮西中核工業団地の用地取得額の10パーセントを交付額
限度額・補助率等	改修：対象経費の1/2に相当する額（上限100万円）。家賃：12か月分の1/2に相当する額（上限50万円）。専門家：対象経費の1/2に相当する額（上限1万6千円。5回まで）。	対象経費の2/3の額（特許権：限度額50万円、実用新案権、意匠権及び商標権：限度額10万円） 対象経費：出願料、出願審査請求料、出願のために弁理士に支払った費用	補助額上限30万円。	○交付額：立地のために取得した土地・家屋・償却資産にかかる固定資産税及び都市計画税相当額 ○限度額：交付期間（5年または2年）において上限3億円	宇都宮西中核工業団地の用地取得額の10パーセントを交付額	宇都宮西中核工業団地の用地取得額の10パーセントを交付額
補助対象	栃木県産業振興センター「専門家派遣事業」の採択を受けた中小企業者	市内の対象地域の空き店舗を活用し創業するもの。	・市内に主たる事業所を有し、引き続き1年以上事業を営んでいる中小企業者 ※産業財産権を取得後、6か月以内に限り。	・満40歳以下の方 ・市内に3年以上住所があり、現在住所を有し、今後1年にわたり居住する見込みのある者 ・市内において農業に新規就農し、栃木県及び市において、新規就農者であることを認められた者 等	対象：物品の製造、加工、修理、販売を行う施設、物流、情報サービス、研究開発を行う施設 対象地域：①市内の産業団地、工業団地②用途地域③それ以外の地域（①②の交付期間は5年、③の交付期間は2年） 要件：①投下固定資産額が1億円以上（物品の販売を行う施設は2億円以上）であること ②栃木市に住所を有する常時雇用の従業員が5人以上（物品の販売を行う施設は10人以上）であること ③用地取得から5年以内に操業を開始すること	・立地奨励金の交付要件を満たすこと ・栃木県土地開発公社から用地を取得すること
担当課	商工振興課 ☎(21)2508・2372		農業振興課 ☎(21)2381	産業基盤整備課 ☎(21)2376		



国民年金のお知らせ

国民年金の保険料は毎年改定されます。平成28年度の国民年金保険料は、月額1万6,260円です。

4月上旬に日本年金機構から送付された納付書で納めてください。毎月の保険料は、翌月の末日が納期限です。1年分の保険料を前納する場合は納付期限は、5月2日（月）です。

学生納付特例

学生で、所得が一定額以下の場合、申請をすると国民年金保険料の納付が猶予されます。

◆申請方法
年金手帳、学生証（写し）可・学生証の両面が必要となり、また是在学証明書、印鑑をお持ちのうえ、本保険医療課および各総合支所窓口へ。

※27年度に学生納付特例が承認された方で、28年度も引き続き在学予定の方へは、3月下旬に基礎年金番号等の印字された学生納付特例申請書（ハガキ形式）が送付されています。これを返した方は、窓口での申請は不要です。

付加保険料がお得です

「付加保険料」は、国民年金保険料（平成28年度は月額1万6,260円）に、月額4,000円を上乗せして納めることで、受給する年金を増やすことができます。

国内の医療機関において、不育症と診断され医師による不育症治療を受けた夫婦に対して補助をします。

◆治療期間
平成25年4月1日以降（岩舟地域お住まいの方は合併日以降）の治療で出産等に伴い治療が終了するまでの期間

◆助成金額
医療保険適用外治療費の2分の1の額。ただし、他年度の助成対象となる場合引いた額の2分の1（1年度30万円を限度）

◆申請期限
治療終了後、治療が終了した日の属する年度の翌年度末

◆問合先
本 保険医療課 ☎(21)2134

不妊治療費助成制度・不育症治療費助成制度のお知らせ

◆不妊治療費助成制度
国内の医療機関において不妊治療を受けた夫婦に対して補助をします。

◆助成回数
1年度1回/子一人につき通算5回まで（合併前の旧市町で申請を行った回数も含む）

◆助成金額
医療保険適用外治療費の2分の1の額。ただし栃木県特定不妊治療費助成事業等の対象となる場合は治療費から助成額を差し引いた額の2分の1（限度額は1年度15万円/治療開始日が3月31日以前の方は10万円）

◆申請期限
医師が証明した治療期間の最終日の属する年度の翌年度末

◆不育症治療費助成制度
国内の医療機関において不育症と診断され医師による不育症治療を受けた夫婦に対して補助をします。

◆治療期間
平成25年4月1日以降（岩舟地域お住まいの方は合併日以降）の治療で出産等に伴い治療が終了するまでの期間

◆助成金額
医療保険適用外治療費の2分の1の額。ただし、他年度の助成対象となる場合引いた額の2分の1（1年度30万円を限度）

◆申請期限
治療終了後、治療が終了した日の属する年度の翌年度末

◆問合先
本 保険医療課 ☎(21)2134

農業集落排水施設使用料

農業集落排水施設使用料が決定されます。人数が変更になったときは、人数の変更届の提出が必要となりますのでお問い合わせください。

◆問合先
本 下水道業務課 ☎(21)2418

井戸水使用世帯の方へ 下水道使用料・農業集落排水施設使用料のお知らせ

下水道を利用している世帯で井戸水を使用している場合は、使用人数により下水道使用料が決まります。人数が変更になったときは、人数の変更届の提出が必要となりますのでお問い合わせください。また、井戸水の使用を新たに開始または中止したときは、使用水の変更の届出が必要です。

◆問合先
本 下水道業務課 ☎(21)2418

自動車税(県税) / 軽自動車税(市税) 納税通知書の発送

軽自動車税の納期限は5月31日（火）です。納期限内に納めましょう。

車いす移動車等構造改造車・心身障がい者の方には一定の条件のもと申請により軽自動車税が減免になる場合があります。減免申請の受付は5月31日（火）までです。納税通知書が届きましたらお早めに申請ください。

◆発布日
軽自動車税 5月10日（火）
自動車税 5月2日（月）

◆問合先
本 自動車税（県税）
県税事務所 ☎(23)3411
○軽自動車税（市税）
本 市民税課 ☎(21)2261

委託状

ご本人以外の代理の方が請求される場合は、委託状を用意し、代理の方の身分証明書等をお持ちください。

※別世帯のご家族、法人の役員、従業員も代理人となりますので、委任状が必要です（法人の所在証明書を除く）。

※委任状は、必ずご本人が署名・押印（法人の場合は代表者の署名及び代表者の印鑑の押印）してください。

※栃木市在住で申請者と住民票上同じ世帯の方は、委任状の必要はありません。

◆問合先
本 市民税課 ☎(21)2261

下水道使用料

下水道を利用している世帯で井戸水を使用している場合は、使用人数により下水道使用料が決まります。人数が変更になったときは、人数の変更届の提出が必要となりますのでお問い合わせください。また、井戸水の使用を新たに開始または中止したときは、使用水の変更の届出が必要です。

◆問合先
本 下水道業務課 ☎(21)2418

井戸水使用世帯の方へ 下水道使用料・農業集落排水施設使用料のお知らせ

下水道を利用している世帯で井戸水を使用している場合は、使用人数により下水道使用料が決まります。人数が変更になったときは、人数の変更届の提出が必要となりますのでお問い合わせください。また、井戸水の使用を新たに開始または中止したときは、使用水の変更の届出が必要です。

◆問合先
本 下水道業務課 ☎(21)2418

協力ください

ご協力ください
「本人確認」と代理人の「委任状」

市民の皆さんの個人情報

ご利用ください

木造住宅の耐震補助制度
木造住宅の耐震化をより一層促進するため、木造住宅の耐震診断・耐震改修（耐震建替え）に要した費用の一部を助成します。

○木造住宅の耐震診断
自己負担額なし（※ただし、住宅の図面がない場合は、面積に応じて別途費用がかかります）

○木造住宅の補強計画策定
補助限度額8万円（補強計画策定費用の3分の2以内）

○木造住宅の耐震改修
補助限度額100万円（耐震改修費用の2分の1以内）

○木造住宅の耐震建替え
補助限度額60万円（耐震改修費用相当分の2分の1以内）

◆補助対象住宅
昭和56年5月31日以前に建てられた、賃貸を目的としない木造2階建て以下の住宅（住宅以外の部分の床面積が延床面積の2分の1以下の併用住宅を含む）

※その他一定の要件がありますので詳細は問合先へ

◆問合先
本 建築課 ☎(21)2441

委託状

ご本人以外の代理の方が請求される場合は、委託状を用意し、代理の方の身分証明書等をお持ちください。

※別世帯のご家族、法人の役員、従業員も代理人となりますので、委任状が必要です（法人の所在証明書を除く）。

※委任状は、必ずご本人が署名・押印（法人の場合は代表者の署名及び代表者の印鑑の押印）してください。

※栃木市在住で申請者と住民票上同じ世帯の方は、委任状の必要はありません。

◆問合先
本 市民税課 ☎(21)2261

自動車税(県税) / 軽自動車税(市税) 納税通知書の発送

軽自動車税の納期限は5月31日（火）です。納期限内に納めましょう。

車いす移動車等構造改造車・心身障がい者の方には一定の条件のもと申請により軽自動車税が減免になる場合があります。減免申請の受付は5月31日（火）までです。納税通知書が届きましたらお早めに申請ください。

◆発布日
軽自動車税 5月10日（火）
自動車税 5月2日（月）

◆問合先
本 自動車税（県税）
県税事務所 ☎(23)3411
○軽自動車税（市税）
本 市民税課 ☎(21)2261

委託状

ご本人以外の代理の方が請求される場合は、委託状を用意し、代理の方の身分証明書等をお持ちください。

※別世帯のご家族、法人の役員、従業員も代理人となりますので、委任状が必要です（法人の所在証明書を除く）。

※委任状は、必ずご本人が署名・押印（法人の場合は代表者の署名及び代表者の印鑑の押印）してください。

※栃木市在住で申請者と住民票上同じ世帯の方は、委任状の必要はありません。

◆問合先
本 市民税課 ☎(21)2261

下水道使用料

下水道を利用している世帯で井戸水を使用している場合は、使用人数により下水道使用料が決まります。人数が変更になったときは、人数の変更届の提出が必要となりますのでお問い合わせください。また、井戸水の使用を新たに開始または中止したときは、使用水の変更の届出が必要です。

◆問合先
本 下水道業務課 ☎(21)2418

井戸水使用世帯の方へ 下水道使用料・農業集落排水施設使用料のお知らせ

下水道を利用している世帯で井戸水を使用している場合は、使用人数により下水道使用料が決まります。人数が変更になったときは、人数の変更届の提出が必要となりますのでお問い合わせください。また、井戸水の使用を新たに開始または中止したときは、使用水の変更の届出が必要です。

◆問合先
本 下水道業務課 ☎(21)2418

協力ください

ご協力ください
「本人確認」と代理人の「委任状」

市民の皆さんの個人情報

大掃除のお知らせ

5月13日(金)	春の大掃除を行いますので、ご協力をお願いします。	5月15日(日)	各家庭
各事業所 学校 学官			

みんなで協力 きれいな街づくり

本 環境課 ☎(21)2144